

府中市障害者等地域自立支援協議会
報告書

平成23年3月

はじめに

障害のある人の地域生活を支援するためには、ニーズに応じたサービスの調整や、社会資源の改善及び開発や相談支援事業の充実など、地域の障害福祉に関するシステムづくりが必要不可欠です。

そのための中核的な役割を担うべく、府中市では、平成20年1月に府中市障害者等地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）が設置されました。

2期目となる今期の協議会では、平成21年6月に、市長から次の事項につき検討を依頼され、協議を重ねてまいりました。

- 1 相談支援事業の運営等に関する事項
- 2 困難事例への対応のあり方に関する事項
- 3 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- 4 障害者及び障害児の福祉の向上に必要な社会資源の開発及び改善に関する事項について
- 5 その他、障害者及び障害児の自立支援に関し必要と認める事項

今期は、前期の検討内容を生かし、委員を増員してより多くの関係者のネットワーク作りに努めるとともに、「心身障害者福祉センター事業検討部会」と「相談支援部会」の2つの専門部会を設置し、検討を依頼された事項について集中的に協議してまいりました。

近年、障害者福祉施策はめまぐるしく変化しており、平成25年8月までには障害者自立支援法が廃止されますが、それまでの暫定措置として、平成22年12月には障害者自立支援法が改正されたところです。その中で自立支援協議会が明確に位置づけられ、障害のある人への相談支援がさらに重要な役割を果たしていくことが求められています。

相談支援体制の充実のため、今後とも協議会がより良く発展していくことを祈念し、報告にあたっての巻頭のごあいさつとさせていただきます。

平成23年3月

府中市障害者等地域自立支援協議会会長 河井 文

目次

1	相談支援事業の運営等に関する事項について	5
2	困難事例への対応のあり方に関する事項について	7
3	地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項について	8
4	障害者及び障害児の福祉の向上に必要となる社会資源の開発及び改善に関する事項について	9
5	今後の府中市障害者等地域自立支援協議会について	10
	資料	13
	資料1 府中市障害者等地域自立支援協議会設置要綱	15
	資料2 府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿	17
	資料3 府中市障害者等地域自立支援協議会検討経過	18

1 相談支援事業の運営等に関する事項について

障害のある人やその家族、介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う相談支援は、市役所の各部署をはじめ地域の様々な機関において行われています。

自立支援法上では市町村の必須事業として相談支援事業が設けられていますが、府中市では「み～な」「あけぼの」「プラザ」の3つの地域生活支援センターに委託して実施しています。

本協議会では、委託相談支援事業所の運営状況のほか、地域における相談支援の現状と課題を次のとおり確認いたしました。

(1) 委託相談支援事業所の運営について

地域の相談支援の中核として適切に運営できているかを検証するため、委託相談支援事業所3か所における平成21年度の相談件数・内容を確認しました。

その結果、1年間で1万4千件を超える相談を受けていることがわかり、相談を必要とする人にはきちんとその存在が周知され、適切に運営されていることが認められました。

今後も相談件数が増えていくことが予想されますが、今までと同じ水準で運営ができるよう、人員体制や設備などを積極的に整えてください。

(2) 情報の周知徹底について

障害のある人の中には、様々なサービスの情報が行き届きにくいと思われる方がいらっしゃいます（中途障害・内部障害・発達障害・高次脳機能障害・視覚障害・聴覚障害のある方）

そのような方には、学校・医療機関・民生委員・自治会を通じた情報伝達が有効であると考えられるため、今後はそれらの機関との連携を強化することが求められます。

(3) ひきこもりの人への支援について

現在の相談支援は、多くの場合、相談する側が相談支援機関を訪問する形式で行われていますが、障害のある人の中には、様々な要因によりひきこもり状態となり、相談するために外出するのが困難な方もいます。

本協議会では、ひきこもりの範囲を「障害者手帳を持っている、または何らかの診断名がついており（精神疾患、自閉症、発達障害など）、社会資源に繋がっていない人」と定め、ひきこもりの人へ適切な相談支援を行うには、どのような点に留意すべきか検討し、次のとおりまとめました。

- ① 相談支援機関では、現在でも本人や家族からの要望があればアウトリーチ（訪問して相談を受けること）を実施しているが、今後さらに力を入れること。

② ひきこもっている本人よりも、一緒に暮らす家族が悩みを抱えている事例が多いので、本人への支援だけでなく、家族の悩みを聞いたり、同じ悩みを持つ人たちのグループを紹介するなどの家族支援に力をいれること。

③ 地域のひきこもりの人への相談支援の中心は多摩府中保健所が担っており、保健所をはじめとする地域の関係機関が集まり、支援の成功事例や困難事例などを共有することで、支援者のスキルアップを図ること。

(4) ライフステージを通じた相談支援体制について

現在の支援体制では、進級・進学・就職などをきっかけとしたライフステージの変化により、支援が途切れてしまうことが多々あります。

障害のある人やその家族は、ライフステージが変わるごとに、障害の状況やこれまでの支援内容等について一から説明しなくてはならず、精神的に負担がかかっています。また、必要とする支援を適切なタイミングで受けることができないなど、生活に直結した問題が発生する可能性もあります。

途切れのない支援を行うためには、それぞれのライフステージで支援にあたる機関同士の横断的かつ継続的な支援が必要です。

とくに、小学校から高等学校までの間は、就学前や卒業後に関わる機関との連携だけでなく、クラス替えや担任の先生の交代などが行われる進級・進学をきっかけに支援が途切れてしまう事例が多く見受けられます。

ライフステージを通じた支援が実現できるよう、関係部署・機関への働きかけが求められます。

2 困難事例への対応のあり方に関する事項について

日頃、地域の様々な機関で相談支援が実施されていますが、寄せられる相談の中には、個々の機関の力だけでは解決することが難しい課題（困難事例）も存在しています。

そのような課題を解決するためには、地域全体で課題を共有し、解決に向けて協働していかなくてはなりません。

協議会では、地域に潜在する課題を共有するために、個々の機関で行われた個別支援会議の内容を簡単に報告できるよう、「支援会議報告書」の様式を考案しました。

関係機関へ協力を依頼し、提出された報告書については、定例会において内容を精査したうえで、全体会で情報を共有しました。

(1) 協力依頼先

- ・都道府県による指定障害福祉サービス事業所のうち、府中市から支給決定を受けた方が利用している事業所
- ・府中市内の障害児福祉施設
- ・身体障害者相談員及び知的障害者相談員

(2) 報告書から見えた地域の課題

- ・高齢の精神障害のある人が利用できる社会資源が少ない。
- ・軽度から中度の知的障害のある人向けの通所施設数が不足している。
- ・ひきこもりの人が社会参加を目指すにあたり、既存の社会資源につなぐ前段階で利用できる「ゆるやかな活動の場（少人数、本人特性に合った参加しやすい内容）」がない。
- ・居宅介護が希望した時間数どおり支給されても、ヘルパー不足で満足いく利用ができない。
- ・病院、介護保険、勤務先など様々な機関が関わった際のネットワーク構築の仕方（スムーズな連携、対等な関係作り）
- ・定期的な見守り支援のみが必要な方へのサービスが不足している。
- ・家族（保護者・介護者）への精神的サポートが不足している。
- ・ひきこもりの人が利用できる社会資源が整理されていない。
- ・知的障害のある人が子育てをする場合の子育て支援（支援者側の障害理解・制度活用のコディネート）
- ・学齢期の福祉的支援（教育機関との連携）

(3) 今後の課題

明らかになった課題の解決にむけて、具体的検討を進める必要があります。

また、9件の報告書はすべて協議会委員の所属する機関から提出されたものでしたので、それ以外の機関からも課題を報告していただけるよう、再度わかりやすく趣旨を説明するなど、何らかの対策が必要であると思われます。

3 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項について

障害のある人からの相談に対し、1つの相談支援機関でできる支援には限界があるため、保健・医療・福祉・教育・就労などの多分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に提供できるよう、地域の関係機関によるネットワークを構築することが必要不可欠です。

このことは本協議会の設置目的のひとつであり、平成20年1月に設置されて以来、様々な関係機関の方に協議会委員となっていただき、それぞれの有する専門的な知識・経験に基づく協議を行う中で、関係機関の間に顔の見える関係が構築されつつあります。

しかし、地域には障害福祉分野以外にも多くの関係機関が存在しているため、さらに広い分野での関係づくりを希望する声も多数ありました。

また、この関係は、単なる個人と個人の繋がりではなく、関係機関同士の確固たる連携システムとして構築する必要があります。

このような関係こそが、実りあるネットワークの構築につながり、地域支援体制の充実につながるものと考えます。

4 障害者及び障害児の福祉の向上に必要な地域の社会資源の開発及び改善に関する事項について

障害者自立支援法の施行など、障害者福祉を取り巻く状況はこの数年で大きく変化しています。このような中、市立心身障害者福祉センターは、府中市の障害者福祉施策の中核的な役割を担っております。

本協議会では、心身障害者福祉センター運営協議会の実績報告をもとに、地域のニーズをふまえた評価基準を作成し、第三者評価機関による評価をもとに、本センターの現状と課題を抽出し、今後のあり方について次のとおりまとめました。

(1) 心身障害者福祉センターの施設維持について

心身障害者福祉センターは開館より28年が経過し、設備の更新時期を迎えています。空調機器などの老朽部位の改修を計画的に実施し、利用者への負担が生じないような対応が求められます。

(2) 事業の人的・場所的拡充について

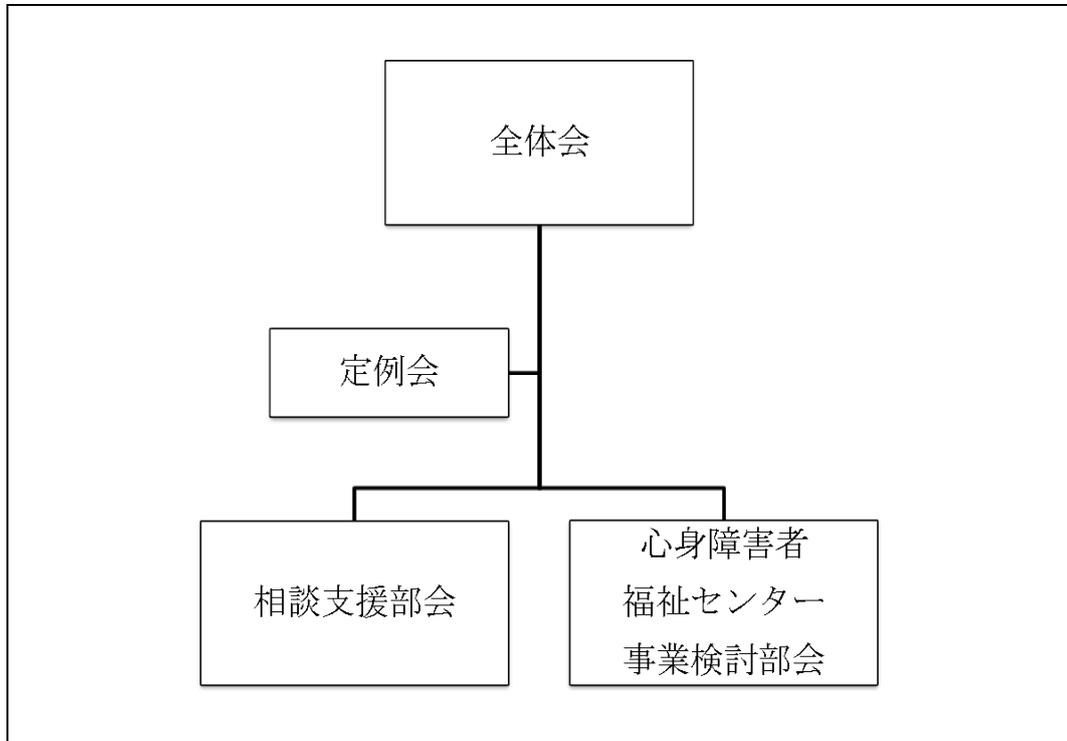
今後も施設の利用希望者の増加が見込まれる中で、事業の効率的な運営に努めるとともに、市においては、地域のニーズに合わせた適切な人員体制や設備を積極的に整えていくことが求められます。

特に、次の点についての対応をお願いいたします。

- ① 利用者希望者が継続して増加傾向にある生活介護事業、児童デイサービス事業、発達支援センター事業について、市民のニーズに合わせた人員および設備体制を確保し、行き場のない障害者（児）が決して発生しないようにすること。また、利用者にあわせた送迎体制を整えること。
- ② 年々増加し、多様化する利用者からの要望に対応した適切な支援体制を継続するために、相談支援事業および就労支援事業の従事者を増員すること。
- ③ 今後も利用者ニーズの増加が予測される中、心身障害者福祉センターで実施している多種にわたる福祉サービス事業について、今後取り組むべき課題に優先順位をつけて事業展開することを検討すること。

5 今後の自立支援協議会のあり方について

(1) 今期の体制



今期は、全体会の下に「定例会」「専門部会」を設置しました。

①全体会（年3回・公開）

定例会や専門部会で整理された課題について協議・検討を行った。
前期の自立支援協議会は10名の委員で構成されていたが、今期は18名に増員し、幅広い関係機関によるネットワーク構築を目指した。

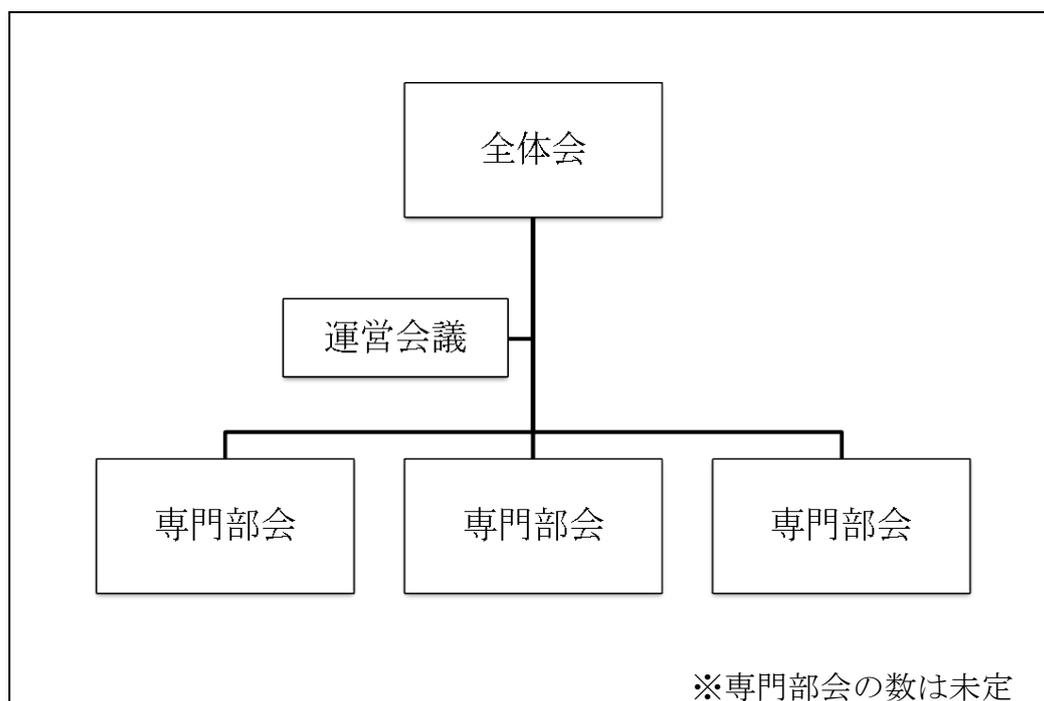
②定例会（月1回・非公開）

全体会・専門部会の運営に際し必要な事項の調整を行った。
委託相談支援事業所3か所と事務局（市）で構成。

③専門部会（不定期・非公開）

個別の課題について、集中的に協議・検討するために設置。
「心身障害者福祉センター事業検討部会」では、心身障害者福祉センター事業の今後の方向性を検討した（今期限りで一旦終了）
「相談支援部会」では市内の相談支援体制をより充実させるため、現状での問題点の確認を行った。

(2) 今後の体制 (案)



基本的な構造は今期のままで良いと思われませんが、支援会議報告書によって明らかになった地域の課題の解決に向けて、専門部会の機能を強化する必要があります。

①全体会 (年2～3回開催)

各専門部会で協議された事項の報告や提案等について、協議会としての意思確認や決定をする場とする。

②運営会議 (随時開催)

全体会・専門部会がスムーズに開催できるよう、事前の調整を行う (今期の定例会に相当)

委託相談支援事業所3か所と市 (事務局) で構成するが、必要に応じて正副会長も出席することができるものとする。

③専門部会

地域に共通する課題について、課題別に専門部会を設置して、より深く協議・検討する。協議会委員以外にも、地域の関係機関職員等に参加してもらい、各課題に対する実践的な協議・検討を進める必要がある。

ただし、それぞれの専門部会の役割は明確にすること。

また、個々の部会の人数については、協議・検討を行うのに適切な人数とすること。

資 料

府中市障害者等地域自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 10 月 16 日
要綱第 105 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 1 号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の依頼に応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 相談支援事業の運営等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 障害者及び障害児の福祉の向上に必要となる地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者及び障害児の自立支援に関し必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員 18 人以内をもって組織する。

- (1) 法第 32 条第 1 項に規定する指定相談支援事業者 3 人以内
- (2) 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者 4 人以内
- (3) 障害者福祉団体の代表 5 人以内
- (4) 多摩府中保健所の職員 1 人
- (5) 特別支援学校の教員 1 人
- (6) 府中公共職業安定所の職員 1 人
- (7) 東京都立多摩療育園の職員 1 人
- (8) 東京都立府中療育センターの職員 1 人
- (9) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の職員 1 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、市長から依頼を受けた日から第 2 条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 5 会議の公開は、府中市情報公開条例（平成12年9月府中市条例第27号）及び府中市附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年3月府中市規則第12号）に定めるところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年10月16日から施行する。
- 2 第4条第1項本文の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初の委員となった者の任期は、委員の依頼のあった日から平成21年3月31日までとする。

付 則（平成21年5月27日要綱第65号）

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	団体名等
	桑田 智	府中市立心身障害者福祉センター 所長
	石見 龍也	地域生活支援センターあけぼの 所長
	中川 さゆり	地域生活支援センタープラザ 所長
○	鈴木 一成	(社福) 幹福社会 ケア府中 所長
	近藤 優子	(社福) 若松福社会 わかまつ共同作業所 施設長
	岩崎 京子	(社福) 足立邦栄会 生活介護みずき 施設長
	永井 敦	(社福) えりじあ福社会 てんてる舎 施設長
◎	河井 文	府中市肢体不自由児者父母の会 会長
	羽生 朝子	府中自閉症児・者親の会 会長
	大木 道子	府中市精神障害者を守る家族会 理事
	石橋 直美	府中市パーキンソン病友の会 会員
	犬飼 知子	(特非) 発達カウンセリングポップシップ 代表
	阿保 満	多摩府中保健所 保健対策課長
	葛岡 裕	東京都立府中朝日特別支援学校 校長
	吉村 輝秋	府中公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官 (～平成22年3月)
	清水 眞由美	府中公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官 (平成22年4月～)
	古寺 久仁子	東京都立多摩療育園 医療科 主任技術員
	渡辺 秀子	東京都立府中療育センター 事務次長
	見ル野 一太	府中市社会福祉協議会 地域福祉部 地域活動推進課長

◎会長、○副会長 (役職は就任時)

会議開催状況と内容

<平成21年度>

◎全体会

	日程	内容
第1回	6月24日(水)	○協議会の概要・組織体系について ○心身障害者福祉センター事業運営検討について
第2回	10月29日(木)	○定例会の設置について ○専門部会(心身障害者福祉センター事業検討部会)の設置について
第3回	3月25日(木)	○事務局からの報告 ・平成22年度予算について ○支援会議報告書について ○心身障害者福祉センター第三者評価中間報告

◎心身障害者福祉センター事業検討部会

第1回	12月2日(水)	○事業の概要について ○指定管理者評価基準について
-----	----------	------------------------------

◎定例会

第1回	11月17日(火)	○定例会の設置目的について ○支援会議報告書の様式・送付先について
第2回	12月15日(火)	○支援会議報告書の様式について ○支援会議報告書の周知方法について
第3回	1月26日(火)	
第4回	2月16日(火)	
第5回	3月16日(火)	

<平成22年度>

◎全体会

	日程	内容
第1回	6月24日(木)	○支援会議報告書について ○心身障害者福祉センター事業検討部会からの報告と意見交換
第2回	9月24日(金)	○事務局からの報告 ○相談支援部会からの報告と意見交換 ○心身障害者福祉センター事業検討部会からの検討依頼事項について

第3回	12月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援会議報告書提出状況報告 ○心身障害者福祉センター指定管理者選定結果報告 ○相談支援部会からの報告 ○障害者等地域自立支援協議会報告書について ○今後の自立支援協議会のあり方について
-----	-----------	---

◎心身障害者福祉センター事業検討部会

第1回	5月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○第三者評価報告書について ○運営上の課題について ○指定管理者の選定に伴う要望について
第2回	10月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者候補者選定委員会の報告について ○全体会への報告事項について

◎相談支援部会

第1回	9月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援部会の設置目的 ○市内の相談支援体制について ○ひきこもり等支援の輪に繋がっていない人への支援について ○関係機関同士の連携について
第2回	11月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の周知について ○ひきこもりの人への対応について ○ライフステージに沿った相談支援について

◎定例会

第1回	4月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援会議報告書の様式について ○支援会議報告書の周知方法について
第2回	5月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援会議報告書の送付について
第3回	6月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援会議報告書送付後の問い合わせについて
第4回	7月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援会議報告書の追加送付先について ○相談支援部会の設置について
第5回	8月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援会議報告書の提出状況について
第6回	9月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援部会について
第7回	10月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援部会について ○多摩地域交流会について
第8回	11月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援部会について ○支援会議報告書提出状況一覧の作成について
第9回	12月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○総括 ○今後の課題等について